

第9章 広島と平和

——「当たり前前」を見直そう

水本 和実

1 「広島」といえば「平和」という当たり前について

はじめに皆さんに質問をしてみよう。「広島」といえば何を思い浮かべますか。答えはいろいろあるだろう。ある人は「原爆」と答えるかもしれない。別の人は「被爆者」と答えるかもしれない。それ以外にも、予想される答えを挙げると、「千羽鶴」「お好み焼き」「カープ」などが考えられる。さらに、そうした答えには共通点がある、との指摘もある。それらはいずれも「平和」に関係がある、というものだ。その背景には、「広島」の経験が「平和」と関連していると考える人が多いことを示している。

実際、「広島」といえば「平和」を思い浮かべる人は多い。広島に住んでいると、日々「平和」という言葉に出会う。道を歩けば「平和大通り」、市内中心部には「平和公園」、学校では「平和学習」「平和教育」、住民が市や県に期待するのは「平和行政」、メディアが日々力を入れているのは「平和報道」、といった具合に。

多くの人に、広島と平和が結びついて記憶されるとすれば、被爆地として歓迎すべきかもしれない。それを指摘した上で、あえて一つ申し上げておきたい。それは、広島が経験したのは「平和」ではなく「平和の喪失」であるということである。この二つにどれだけの違いがあるのだろうか。

私は、広島で平和に関心を持つ若者にこそ、この違いを認識してもらいたいと考える。私がこれまで広島市立大学で平和関連の科目を教えてきて感じることだが、広島出身の学生たちの多くは、小学校から中学、高校までの間に平和学習を受けた経験を持ち、「自分は平和について詳しい」と思っている。だが、実際に広島が経験したことは、被爆体験に代表される「平和の喪失」とそこからの復興である。つまり、広島で本来学ぶべきことは「平和を失った苦難と平和回復のための努力」だと私は考えるが、「自分は平和について詳しい」と自負する若者の言葉だけでは、どこまでそれをきちんと学んでいるかが分からない

のだ。広島できちんと継承して欲しい内容は、「平和の喪失」経験であるということを、改めて申し上げたいと考えたのは、以上の理由からである。

「平和」という言葉は美しいものであるが故に、しばしばこうしたギャップを放置したまままで使われやすい。そのことを述べた上で、本論に入りたい。今回、お伝えしたいのは、次の三つの内容である。「なぜ広島は平和都市といわれるのか」「軍都広島や『加害』とは何か」「『真珠湾攻撃』から悲劇は始まったのか」。それぞれ節を改めて述べてみよう。

2 なぜ広島は平和都市といわれるのか

最も悲惨な「平和の喪失体験」を持つ意味

この節でお伝えしたいのは、広島と平和の結びつきの歴史的な検証である。最初に指摘したいのは、広島は「平和の喪失」を経験したが、それが国際的にも最も悲惨な体験の一つと認知されているということである。広島の人たちにとって原爆の被害はあまりに悲惨であったが故に、広島の被害の惨状を訴えれば世界は平和になる、と考えた人が多かった。だがここで注意したいのは、悲惨な平和の喪失体験は、世界中に存在するということである。例えば二〇世紀以降だけみても、ユダヤ人の大虐殺（ホロコースト）やカンボジアのポ

ル・ポト派による自国民の大虐殺、あるいは一九九〇年代に起きたルワンダ内戦におけるフツ族によるツチ族の大虐殺、あるいは旧ユーゴスラビアの内戦における民族間の虐殺などは記憶に新しい。

つまり広島^①の被爆体験は悲惨ではあるが、人類が経験した悲惨な体験の一つに過ぎない。そして世界中の平和を目指す営みは、悲惨な平和の喪失体験を原点に、それを二度と繰り返さないために平和を構築しようとするものである。その意味では広島^①の経験はそれらの営みと共通点を持っている。

そこで、広島が最も悲惨な平和の喪失体験の一つを持つことの意味について考えてみよう。最も大きな意味は、広島が「痛み」を知る場所として世界に認知されていることだと思ふ。世界中の悲惨な経験をした地域から広島へ来る人たちの多くは、広島に行けば自分たちと同じ「痛み」を持つ人たちがいると考^①え、「痛み」の共有や「癒し」を求めて来るということである。

苦難を乗り越えて「平和を回復」したことの意味

次に指摘したいのは、平和の喪失を経験した国や地域の平和回復への道筋は多様だとい

うことである。ここで問われるのは、「怒り」を動機としての平和回復は可能かという問題だ。例えば旧ユーゴスラビアの内戦で戦ったセルビア民族とクロアチア民族の関係を見てみよう。両民族は中世以降、歴史的に対立と共存を繰り返していたが、第二次世界大戦中、ナチス・ドイツの支援を受けたクロアチア民族がセルビア民族を虐殺した。そして戦後、両民族はともに旧ユーゴスラビアの一部として共存した。ところが冷戦終結後、クロアチアが旧ユーゴスラビアから独立しようとする、今度はセルビア民族がクロアチア民族に対し弾圧を加え、虐殺する側に回った。

民族間にこのような関係がある場合、紛争が収まっても平和回復は困難だ。平和回復の道筋で怒りや憎しみが維持・増幅され、「怒りの連鎖」「憎しみの連鎖」を生む事が多い。それが「報復の連鎖」へとつながり、新たな暴力が「平和の喪失」をもたらしかねない。パレスチナ紛争や、米国とイランの関係、欧米社会とイスラム社会の関係などを見ると、「怒り」や「憎しみ」がいかに平和の回復を妨げているかが分かる。

それでは広島での平和の回復のプロセスはどうか。一言で言えば、「怒り」や「憎しみ」を超越した平和回復を目指してきた。二一世紀に入り「広島の復興」が、紛争終結後の平和構築を目指す国々の復興の手本として扱われている理由はそこにある。例えば国際協力機

構（JICA）中国や国連訓練調査研究所（UNITAR）広島事務所が海外からの研修生を対象に行う復興をテーマにした研修において、広島の実験は重要な先例として扱われている。その最大の理由は、広島の実験計画に憎しみや怒りの要素がないことだろう。

原爆による破壊からの復興を目指す過程で、もちろん個人的に原爆を投下した米国に怒りを抱いている人は存在した。だが、広島地域全体としては、個人的な恨みや怒りといった感情は克服してきた。それを端的に示しているのが、被爆者の証言である。広島の実験者たちの多くが語る「私たちの悲惨な体験を他の誰にも繰り返させないで欲しい」との言葉は、苦難の物語を語る被爆者たちの心の平和を示している。そこに見られる、怒りや憎しみを超越し、心の平和を回復した姿が、海外からの研修員の心に響くのである。

「平和記念都市建設法」の後押し

広島の実験の最大の特徴は、戦前・戦中まで「軍都」と呼ばれた広島に、「平和都市」という新しいアイデンティティーを与えたことである。その復興を法制度として支えたのが、一九四九年に制定された広島平和記念都市建設法（以下、同法）である。この法律は、広島の実験を他の戦災都市より予算面で優遇するため、国有財産の有利な条件での譲渡などを

可能にした。全七条の短い法律で、現在も有効である。その内容は以下のとおりである。

第一条は法律制定の目的について「広島を『恒久平和』実現を目指す『理想』の象徴である『平和記念都市』として建設する」ことにあると定め、第二条では平和記念都市にふさわしい文化施設や平和記念施設の建設を、特別の都市計画として手厚い予算で実施する、としている。また第六条は広島市長に対し、平和記念都市の完成へ向けて「住民の協力及び関係諸機関の援助」を得ながら「不断の活動」を行うことを義務付けている。

軍都から平和都市へのアイデンティティーの転換

同法は、戦前・戦中の「軍都」広島に戦後、「平和都市」という新しいアイデンティティーを与えるための法的根拠となった。この法案は議員立法として提案され、衆参両院で全会一致で可決した。さらに住民投票で市民の大半が支持（賛成九二％）するなど、制定当時は世論の圧倒的な支持を受けたものの、制定後七〇年以上を経て同法の存在は人々の記憶から遠ざかりつつある。しかし、本章の冒頭で述べた「広島」といえば「平和」という当たり前の状況は、同法によって支えられている。この法律の存在意義をきちんと継承することは、被爆体験の継承と同じく重要だと考える。

それでは、本節で掲げた「なぜ広島は平和都市といわれるのか」という問いについての私の見解をまとめてみよう。第一に広島は被爆体験という人類史の中でも悲惨な体験を持つが、第二にその苦難にもかかわらず、怒りや憎しみを克服して復興を目指した。第三に、広島は戦前・戦中の軍都から平和をアイデンティティーとする街に生まれ変わることを目指し、それを広島平和記念都市建設法が後押しした。第四に平和都市という新しいアイデンティティーを、圧倒的に多数の地元住民も支持をして受け入れた。これらにより、広島は平和都市と呼ばれるに至ったのである。

3 軍都広島と「加害」について

広島過去の歴史——「軍都」の形成

「平和」という新しいアイデンティティーを得た広島の次の課題は、回復した平和を強固なものとして、新たにどう継承・発展させていくかである。その課題を考える上でまず問われるのが、「軍都」という古いアイデンティティーの位置づけである。本当に軍都から生まれ変わったかどうか問われるからである。その問いについて考えるため、軍都の形成過程の歴史を辿ってみる。広島が「軍都」になっていくのは、明治以降の近代化の歴史に

おいてであり、時期は廃藩置県で広島県が誕生した一八七一年にさかのぼる。以下、主要な出来事を示してみる。

- ・一八七三年、広島城内に第五軍管広島鎮台設置（一八八六年に第五師団に改称）
- ・一八七五年、歩兵第一連隊が置かれ、広島城内に練兵場が設置
- ・一八九〇年、宇品港が開港＝軍都として発展の契機に
- ・一八九四年、日清戦争開戦時、山陽鉄道は広島駅が西側の終点。宇品港が朝鮮半島や中国大陸への兵員輸送手段の玄関口に。広島駅から宇品港までの六キロを結ぶ軍用鉄道（後の国鉄宇品線）が同年八月、わずか二週間で開通
- ・同年九月、明治天皇が大本営を東京から第五師団司令部内に移し、帝国議会も広島へ移動
- ・翌一八九五年四月まで広島は臨時帝都となる。これを契機に広島城周辺に陸軍の様々な部隊や施設が配置され、国内の総兵站基地に
- ・一八八九年当時、第五師団の兵員は歩兵七六〇〇人、砲兵七〇〇人、工兵三〇〇人、輜重兵三四〇人の計八九四〇人。このほか予備役が一万五〇〇〇人、後備役が一万二〇〇〇人で、三万五〇〇〇人以上の動員能力があった。当時の広島と軍のつながりを最も端的に示す例が、軍による上水道の敷設である
- ・日清戦争当時、広島に上水道がなく、衛生上も消防上も問題

・全国的にコレラや赤痢などの伝染病が多く、広島市でも一八八六年から九五年にかけて数年おきに大流行。人口八万人の広島市でその一〇年間に伝染病患者が七九二五人発生し、うち四七六二人が死亡

・明治天皇が大本營に滞在中の一八九四年一月、城内で二度の火災があり、うち一度は死者三五人、負傷者三一人

・同年一二月に陸軍參謀總長として広島に滞在していた有栖川宮熾仁親王が腸チフスを発病、九五年一月に兵庫県で死去

・広島市の住民は県や市に上水道設置を強く要望、九五年一月、広島軍用水道に関する勅令が公布され、軍の予算で上水道を敷設し、九九年一月から給水開始

・日露戦争や日中戦争などを通じて、広島は大陸へと兵士を送り出し、帰還兵を迎え入れる場所。太平洋戦争の時点で広島市内の面積の約一割に当たる約五八三ヘクタールを軍用地が占める。軍用施設の経済効果も莫大で、一九三一年当時の広島市内における軍関係の支出総額は年額五五〇万円、同年度の広島市の歳入予算額約三八二万円をはるかに上回る

・一九四五年、本土決戦に備えるため、全国の陸軍は東日本の第一総軍と西日本の第二総軍に再編成、第二総軍司令部は広島に設置。広島は西日本の最後の砦に

以上、広島が軍都と呼ばれるに至った主要な出来事や経緯を記した。広島の被爆体験は、

軍都広島のこうした伝統を吹き飛ばすほどの衝撃を与えた。軍都は徹底的に破壊されたが故に、その歴史を否定する形での広島のアイデンティティーの転換が可能となり、法律も市民もそれを支持したのである。

次に広島の加害について考えてみたい。平和都市として生まれ変わった広島が、過去に行った平和に反する行為（加害行為）とどう向き合うのかによって、平和への思いが真実かどうか試されるからである。

「加害」とは何を指すのか

一般に、旧日本軍が海外で行った非人道的な行為を指して加害といわれることが多い。例えば以下のような行為が加害とされる。

- ・ 中国や東南アジアへの軍事侵略
- ・ 南京大虐殺
- ・ 生物・化学兵器の開発・使用
- ・ 旧植民地や東南アジア諸国での過酷な統治
- ・ 連合軍の捕虜に対する非人道的扱い

・ 朝鮮半島における皇民化政策

・ 旧植民地出身の従軍慰安婦や徴用工の扱いなど

なぜ広島で「加害」が問題となるのか

旧日本軍が行ったこれらの事例について、なぜ広島が問題となるのか。そもそも加害とされる行為は、日本が国家として行った行為であり、責任を負うべきは日本国全体ではないか、という見方もある。だがその一方で、広島から原爆の被害を世界に訴えようと、次のような議論に直面したことも事実である。

・ 原爆投下正当論（米国）

・ 原爆がアジア諸国や植民地での日本の軍事支配を終わらせた（解放の原爆・正義の原爆論）

さらには、広島が原爆の被害ばかり強調するのは「加害への反省が欠如しているからだ」との指摘もある。特にアジア諸国からは、原爆投下は「日本の加害行為への罰だ」「因果応報である」などの声が発せられた。つまり広島に原爆が投下されたのは、加害者として当然だ、という議論に広島市民は直面し、戸惑ったのである。

だがここで注意したいのは、日本の加害行為によりアジア諸国が経験した苦難は、広島

の被爆体験に匹敵する「平和の喪失」体験だったということである。広島市民は、ノーモア・ヒロシマを一方的に訴えても相手に通じない現実を知らされたのである。

「加害者」としての広島は何を反省すべきか

改めて「加害」と広島の関係について考えてみたい。広島は加害行為を反省すべきだと考えている市民が増えているが、ここで二つの問題が指摘できる。一つは、加害行為の大半は海外の戦地や植民地で行われたため、広島市民はその実態をほとんど知らないまま、心ある人は「反省」の意を表明しているが、それでいいのかという点である。二つ目は、「反省」する理由として「広島が軍都だった」ことを挙げ、だから「加害者である」という議論がしばしばなされているが、それでいいのかという問題である。

例えば、加害行為とされるもののうち、法に照らして裁けるのは毒ガス製造や、非戦闘員（一般市民や捕虜）の殺害・虐待など、国際法上の違反行為である。だが旧日本軍の場合、その非人道的体質が戦後、様々な形で明らかになった結果、旧日本軍の行為はすべて加害行為だと受け止められ、各国から批判の対象とされる傾向は否定できない。

旧日本軍の様々な非人道的体質は、民主主義や平和、人権を尊重する戦後日本社会の価

値観に反する部分が多く、日本の戦後平和主義は、旧日本軍が体现する価値観のほぼ全面否定の上に成り立っていると云っていい。そして日本の社会に戦争体験者が多かった時代は、社会全体で旧日本軍の非人道的体質についての認識が共有されていた。しかし、戦後七〇年以上が過ぎた今日、戦争体験の風化で、軍隊の実態を語れる世代も減少し、市民の多くは戦後生まれで、海外での加害行為の実態を直接知る機会がほとんどなく、旧日本軍の非人道性に関する認識は薄れつつあると云っていい。

例えば戦地での略奪行為は国際法違反だが、もともと本国からの物資や食糧の補給を前提としない旧日本軍は至るところで略奪などの非人道行為を行ったといわれる。だが、その実態はほとんど語り継がれていない。広島市民が加害の「反省」を語るのであれば、まずその具体的実態を知ることから始めるべきであろう。実態を知らなければ本当の意味での反省はできないからである。

次に、軍都である事と加害行為との関係について考えてみたい。先述したように、戦後世代の市民の中には「広島は軍都だった」、だから「加害者だ」という議論をする傾向があるが、やや短絡的ではなからうか。日清戦争以来、大勢の兵士が広島から大陸へ送り出されたことは事実である。だが、その兵士が実際に戦地でいかなる行為をしたのかは、ほと

んど知らされていない。つまり、ここでも加害の具体的内容を知らないまま「反省」する構図が見受けられる。

必要なのは、加害の具体的内容を実証的に明らかにした上で、どうすればそれを繰り返さないで済むかを考え、責任の所在を明らかにし、必要とあれば謝罪の意思表示とともに反省することであろう。

ここであえて指摘したいのは、海外における加害と国内における軍国主義的統治は、コインの裏表であること、それら両方を含む概念として「日本の戦争の非人道性」という表現を私は用いているということである。そして日本の戦争の非人道性を明らかにすることにより、広島は被害者か加害者かという、不毛になりがちな議論を超越できると考える。

日本の市民も日本の戦争の非人道性の犠牲者である。さらに言えば、戦争を起こす国家に忠誠を誓わざるを得ない市民は、戦争の非人道性の犠牲者である。なぜなら、完全に人道的な戦争など、あり得ないからである。

以上を踏まえ、広島軍都と加害の問題に関し、広島市民に対して求めたいのは、戦争の非人道性を明らかにする努力をして欲しいということである。戦争の非人道性の中には、海外での加害も国内における軍国主義的統治も含まれる。海外の市民も国内の市民も

共にその被害者であるという認識で連携することが可能だと考える。

4 「真珠湾攻撃」から悲劇は始まったのか

それでは最後に、日本の行った戦争とその非人道性について考えてみたい。その際、まっ先に問うべきは「日本はなぜ太平洋戦争を起こしたか」であろう。そしてその答えを一言で言うなら「アジアに築いた権益を守るため」であろう。

悲劇の始まりは第一次世界大戦前後

日本は日清戦争（一八九四―九五年）で台湾を植民地にし、日露戦争（一九〇四―〇五年）で南満州鉄道、南樺太などを獲得。「日韓併合」（一九一〇年）で朝鮮半島を植民地にした後、第一次世界大戦中から中国本土への権益拡大を狙った。さらに第一次世界大戦後、南太平洋諸島をドイツから引き継ぎ委任統治領にした。

日本が中国大陸への侵攻を開始するのは、第一次世界大戦前後の時期からである。第一次世界大戦が始まった一九一四年、日本は日英同盟に従って連合軍として参戦すると、ドイツがそれまで中国から租借していた山東省・青島を軍事占領し、翌年には中国に二一カ

条要求を突きつけて日本の権益の承認を求めた。

その一方で日本は国際的孤立を避けるため、国際協調体制にも加わる。一九二一年、米
 国主導のワシントン会議に参加し、中国の主権尊重、機会均等、領土保全などを盛り込
 だ九カ国条約を締結した。いわゆる「ワシントン体制」である。

戦争の目的は満州を手放さないため

だが、そうした政策に矛盾する満蒙（満州および内蒙古）の権益確保を陸軍は一貫して狙
 う。それを端的に示すのが、一九三一年九月一八日に起きた「満州事変」である。これは、
 関東軍が満鉄の線路を爆破しておきながら、「中国軍の行動だ」と報告し、満州全域で軍事
 行動を起こして軍事占領を企てた、いわば謀略であった。時の内閣は「不拡大方針」を出
 したが関東軍は従わず、最終的に陸軍主導で一九三二年に「満州国」を独立させて事実上、
 日本の勢力下に置いた。陸軍はさらにインドシナ半島へも侵攻し、アジアへの権益拡大を
 図った。こうした中国へアジアへの進出にとりわけ米英が反発し、経済制裁を強めていっ
 た。

その結果、一九四一年に日本は米國務長官ハルからの最後通牒、いわゆる「ハル・ノー

ト」を突き付けられる。その内容は、一言で言つて「ワシントン体制への復帰」要求であつた。具体的には中国・インドシナからの全面撤退の要求であり、これを日本側は「『満州事変』以前の状態に戻せとの要求」と受け止め、最終的に満州を手放すのは不可能と判断して、開戦（真珠湾攻撃）に踏み切つた。

太平洋戦争に勝ち目はあつたのか

それでは、日米開戦という選択に合理性はあつたのか。言い換えれば、日米戦争に勝ち目はあつたのか。開戦当時（一九四二年）の米国の国力を日本のそれと比較すると、次の状態であつた。^③

国民総生産 日本の一・二倍

粗鋼生産力 日本の一・二倍

自動車保有台数 日本の一六〇倍

国内石油産出量 日本の一・七倍

いずれも圧倒的に日本が劣つていた。しかも日本の石油の輸入の七割は米国に依存して

太平洋戦争で日本はどう戦ったか

国力でこれだけの違いがある日本が、米国に戦いを挑む以上、勝利を得るためにはよほどの卓越した戦術・戦略が必要だった。それでは実際の戦いぶりはどうだったのか。それを示す主要な事例を挙げてみよう。

一九四一年一二月、真珠湾攻撃で奇襲に成功したかに見えた。だが宣戦布告前に攻撃を開始し、米側から「だまし討ち」との怒りを買った。それでも開戦後、最初の半年間は順調に戦線を拡大し、アジア太平洋地域のかなりの部分および東南アジアのほぼ全域を勢力下に置いた。しかし一九四二年六月にミッドウェー海戦で大敗、空母四隻を失う。これ以降、戦局は敗北の連続であった。

一九四三年五月、アッツ島守備隊二五〇〇人が全員戦死すると、大本営は初めてそれを「玉砕」と発表した。兵士の死を「玉が美しく砕けて散る」と美化して表現したもので、これ以降、アジア太平洋の各地で日本の部隊が全員戦死するたびに、大本営は繰り返しこの言葉を発表で用いた。

一九四三年九月、「絶対国防圏」が設定される。絶対国防圏とは、「日本が絶対に死守すべき地域」を指し、この範囲で「制空権、制海圏を確保し、持久態勢を固めた上で、連合

軍を迎え撃つ」とされた。だが実際に、絶対国防権をめぐる戦いを見ると、日本軍の本質を我々はよく理解できる。その本質とは「非人道性」であり、それこそが太平洋戦争の最大の悲劇であった。

戦争の最大の非人道性Ⅱ国民の生命の軽視

日本軍の非人道性の最たるものは、人命の軽視である。中でも最初に指摘すべきは、「兵士の人命の軽視」であろう。日本軍の兵士はいくつもの守るべき規則を課せられたが、その一つに、「生きて虜囚の辱めを受けず」という厳しい決まりがあった。『戦陣訓』という軍人に課せられた規則の中の一つで、兵士に対しいかなる状況でも降伏することを禁じていた。この決まりに縛られた日本軍は、各地で劣勢になると最後は死を覚悟して総攻撃に出で戦死し、それが大本営により「玉碎」と美化されて発表されたのである。

国際法上、すべての兵士は投降して捕虜となれば、非戦闘員として相手国から保護を受ける権利を有している。だが、『戦陣訓』は自国の兵士に捕虜Ⅱ非戦闘員になることを認めず、国際法上の保護を受ける権利を奪うものであり、こうした規則を自国民に押し付けること自体、国際法違反といふべきである。

日本の軍部による人命の軽視は、兵士だけでなく非戦闘員（一般市民）にも押し付けられた。具体的には、戦陣訓で軍人に課した規律を事実上、民間人にも強要した。その結果、沖縄や太平洋諸島、満州などで多くの民間人が、戦争末期に敵軍の攻撃を受けた際、降伏を許されず、集団自決に追い込まれた。沖縄の壕に避難した住民の中には、泣き出した赤ん坊を抱えた母親が、敵への発覚を怖れて赤ん坊を殺す事態も起きた。その一方で満州では終戦間際に、関東軍が満州に開拓に入った民間人を見捨てて逃げている。見捨てられた開拓農民らの多くが引き揚げで辛酸をなめた。

米軍による非人道的行為

非人道的行為は日本軍だけに限らない。米軍が行った日本国内への空襲は延べ二一五カ所にのぼったといわれるが、空襲は民間人への無差別の大量殺戮であり、非人道的な行為である。米軍による一九四四年夏のグアム、サイパン、テニアン三島の攻略により、日本の絶対国防圏の一角が崩れ、日本は本土攻撃にさらされた。サイパンの飛行場からの本土空襲およびテニアンの飛行場からの原爆投下機の広島・長崎攻撃により、日本の民間人は五〇万人以上が犠牲になったといわれる。非戦闘員の無差別大量の殺戮は国際法違反であ

ることを忘れてはならない。

第二次世界大戦での日本人の犠牲者は約三一〇万人といわれ、このうち兵士が二三〇万人、民間人が八〇万人である。それら犠牲者の大半は、サイパン・グアム・テニアン島陥落（一九四四年七月）以降の一年間に亡くなったとされる。サイパン・テニアン島陥落で絶対国防圏が崩れ、日本への直接攻撃が可能になったことが大きい。

本土空襲が可能になったことで、日本の敗北は決定的となった。もし当時の政治指導者が合理的判断を下していれば、国民を救う手段は和平模索しかなかった。ところがその後、も最高戦争指導会議は「戦争完遂」「本土決戦」の方針を維持し続けた。その結果、沖縄、広島、長崎などで多くの犠牲者を出したと言えよう。

次の表は、太平洋戦争で犠牲になった人の数を各国別にまとめたものである。⁽⁴⁾

日本	三一〇万人
朝鮮	二〇万人
中国	一〇〇〇万人以上
台湾	三万人
フィリピン	一一一万人
ベトナム	二〇〇万人
ビルマ	一五万人
マレーシア・シンガポール	一〇万人以上
インドネシア	四〇〇万人
インド	一五〇万人
オーストラリア	一万八〇〇〇人
合計	二二〇〇万人以上

日本の戦争の非人道性について

日中戦争に始まり太平洋戦争へと続いた日本の戦争は、最近では「アジア太平洋戦争」と呼ばれる。最後にこの戦争の非人道性について考えてみる。

そもそも戦争の目的は、満州を手放さないことにあった。「真珠湾攻撃」に始まる太平洋

戦争は、第一次世界大戦前後の日本が、国際協調に背を向けて満州に利権を築こうとし、最後までそれを守ろうとした国策の帰結である。

そして戦争の最大の非人道性とは、自国民の生命の軽視であろう。もともと戦争を始めた時点で、国民の生命を守ることは当時の指導層の眼中になかった。最近の国際政治で、紛争当事国のガバナンスを問題にする議論があるが、ガバナンスという概念を最も問われるべきは、第一次世界大戦から第二次世界大戦終結までの日本である。

一九四四年七月にグアム・サイパン・テニアン島が陥落し、絶対国防圏が崩れたことで、本土が空襲にさらされ、合理的指導者であれば戦争に勝ち目がなくなったことを理解し、平和の道を探るべきであった。だが現実にはその後も戦争を継続し、最終的に三一〇万人の犠牲者を出し、なお戦争を継続しようとする指導者もいた。その責任を、市民は問いかけるべきだろう。

自国民にこれだけの犠牲を強いた指導者の中で、植民地や戦地の住民がさらに過酷な扱いを受けたことは想像に難くない。いわゆる日本の加害の問題である。日本の市民は二重の意味で、加害の問題に向き合うべきである。第一に日本が行った戦争の非人道性を明らかにするために。第二に、日本という国家が他の国家や民族の平和を喪失させた責任を明

らかにするために。

「加害」とは「戦争の非人道性」の一部である。しかし、被爆地から見れば、別の意味を持つ。被爆地からの原爆や核兵器に反対する訴えが、アジア諸国から日本の加害を迫る声にかき消される危惧から、被爆地でも加害を見つめる動きが広まった。しかし、被爆地の市民に必要なのは、そうした危惧への配慮ではなく、日本の市民も戦争の非人道性の犠牲者であることを自覚して、その非人道性を自らの手で追及することではないか。

戦争の非人道性も核兵器の非人道性も伝えよう

被爆地は自分たちの犠牲、すなわち特定の「非人道性」にだけ目を向けているとの誤解があると、広島メッセージは伝わらない。国境を越え、ナシヨナリズムを越え、あらゆる非人道的な問題について、共に考えることが平和実現へ向けて欠かせない。戦争の非人道性も核兵器の非人道性もともに掘り下げ、伝えることが被爆地に求められている。

追記 本稿は、広島平和研究所主催連続市民講座『広島発の平和学』第三回『広島と平和——「当たり前」を見直そう』（二〇二二年一月二七日）（講師・水本和実）の内容を加筆修正したもの

である。

註

(1) 韓国・北朝鮮や中国、東南アジアの人たちの中には、必ずしもそのような見方をしない人もいる。だがそれは、広島の平和の喪失体験を否定する見方というより、日本が第二次世界大戦中にアジアの国々に与えた痛みについて、日本社会が理解していないという不信感が背景にある。

(2) 交戦国の戦闘員同士の戦闘行為は違反ではない。

(3) 日米の国力比較のデータは、山田朗（一九九七）『軍備拡張の近代史』（吉川弘文館）などを参照して筆者が作成した。

(4) 各国の犠牲者数のデータは、吉岡吉典（一九九六）『日本の侵略と膨張』（新日本出版社）、小田部雄次・林博史・山田朗（一九九五）『キーワード 日本の戦争犯罪』（雄山閣）などを参照して筆者が作成した。

《より深く学ぶために》

水本和実（二〇二一）「広島における平和と学び」広島市立大学広島平和研究所編『広島発の平和学』（法律文化

社) 二五―四四頁

水本和実(二〇一六)「核兵器の非人道性と戦争の非人道性」『人道研究ジャーナル』第五号、三二―四七頁